

事 務 連 絡  
令和2年12月25日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

障害福祉サービスは、障害者その家族等の生活に欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

今般、障害福祉サービス施設・事業所職員の感染症への対応力の向上を目的として、必要な感染症の知識や対応方法等を「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」として、とりまとめましたので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知されたい。

○ 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル

【掲載場所】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)